

郡山市イメージキャラクターのデザインの利用に関する要綱

平成23年3月10日施行

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成27年8月1日一部改正

令和元年5月1日一部改正

令和元年12月1日一部改正

令和6年1月31日一部改正

令和7年4月1日一部改正

[文化スポーツ観光部観光政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市イメージキャラクターのデザイン（別図のとおり。以下「キャラクター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用許諾申請)

第2条 キャラクターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市キャラクター利用許諾申請書（第1号様式）を市長に提出又はインターネットによる申請フォームに必要事項を入力して送信し、その許諾（以下「利用許諾」という。）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 市内の公立の教育機関が教育の目的で利用するとき。

(2) 報道機関が郡山市の広報の目的で利用するとき。

2 前項の利用許諾申請には、キャラクターを利用しようとする事業の企画書及びキャラクターを利用した見本、原稿その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(利用許諾)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請に対し、その可否を決定したときは、郡山市キャラクター利用許諾通知書（第2号様式）又は郡山市キャラクター利用非許諾通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、利用許諾に際し、条件を付すものとする。

(利用許諾基準)

第4条 利用許諾は、市の印象及び認知度の向上に資すると認められる場合に限り行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を行わない。

(1) 市の品位を傷つけるおそれのあるとき。

(2) キャラクターの印象を損なうおそれのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反する用途に利用するおそれのあるとき。

(4) 市が特定の個人、政党又は宗教を支援又は公認していると誤認されるおそれのあるとき。

(5) 自己の商標、意匠又は著作物に相当するものとして、独占的に利用するおそれのあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切な利用と認めるとき。

(利用料)

第5条 キャラクターの利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第6条 利用許諾を受けたもの（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければ

ならない。

- (1) キャラクターの意匠法（昭和34年法律第125号）第3条第1項の規定による意匠登録又は商標法（昭和34年法律第127号）第3条第1項の規定による商標登録をしないこと。
- (2) 利用許諾をされた内容以外の利用をしないこと。
- (3) 第3条第2項及び次条第3項の条件に従うこと。
- (4) キャラクターの印象を損なうデザイン又は彩色の変更をしないこと。
- (5) キャラクターに係る二次的著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第11号に規定する二次的著作物をいう。）の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、市に帰属させること。
- (6) キャラクターを利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（変更申請）

第7条 利用者が、利用許諾をされた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、郡山市キャラクター利用変更許諾申請書（第4号様式）を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、その可否を決定したときは、郡山市キャラクター利用変更許諾通知書（第5号様式）又は郡山市キャラクター利用変更非許諾通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の許諾に際し、条件を付すものとする。

（利用許諾の取消等）

第8条 市長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの利用許諾を取り消し、又は利用許諾に係る物件（以下「利用物件」という。）の利用を中止させるものとする。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 第3条第2項及び前条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により許諾を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取り消し、又は中止させるときは、郡山市キャラクター（利用許諾取消・利用中止）通知書（第7号様式）により、利用者に通知するものとする。

3 第1項の規定による取消し又は中止を受けた者（以下「取消者」という。）は、利用物件を利用してはならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、取消者に対して利用物件の回収を求めるものとする。

5 第1項の規定による取消し若しくは中止又は前項の規定による利用物件の回収に伴い発生する費用は、取消者が負担しなければならない。

6 第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、当該行為により市に生じた損害を賠償しなければならない。

（庶務）

第9条 キャラクターの利用に関する庶務は、文化スポーツ観光部観光政策課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別図（第1条関係）



郡山市イメージキャラクター
がくとくん

備考

この図形は、次のとおり商標登録を受けている。

- (1) 商標権者 郡山市
- (2) 登録番号 第 5381387 号
- (3) 登録年月日 平成23年 1 月 7 日